

販売原票取扱要領

高松市中央卸売市場において卸売業者が使用する販売原票（以下「原票」という。）の取扱いについては、高松市中央卸売市場業務条例（昭和 46 年高松市条例第 42 号。以下「条例」という。）及び高松市中央卸売市場業務条例施行規則（昭和 47 年高松市規則第 3 号。以下「規則」という。）第 33 条に定めるもののほか、この要領によるものとする。

1 原票の定義

この要領において「原票」とは、紙帳票、電子帳票の区別を問わず卸売業者が行う卸売において出荷者に対する売買仕切書及び仲卸業者又は売買参加者に対する販売代金の請求書作成等の基礎となる販売原始記録をいう。

2 原票の様式

原票は、次に掲げる事項を記載した様式とする。

- (1) 会社名
- (2) 管理番号
- (3) 出荷者
- (4) 主管者検印
- (5) 卸売担当者
- (6) 記帳者
- (7) 品名
- (8) 原産地
- (9) 数量
- (10) 単価
- (11) 仲卸業者又は売買参加者略
- (12) 委託物品あるいは買付物品の区分
- (13) せり売り又は入札あるいは相対取引の区分
- (14) 買受人
- (15) 前各号のほか、必要と認める事項

3 原票の管理

卸売業者は、販売原票管理責任者を定め、原票を厳正に管理しなければならない。

附 則

この要領は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。